様式第一（第四十六条関係）

登 　　録

引取業者　　　　　申請書

登録の更新

|  |  |
| --- | --- |
| ※登録番号 |  |
| ※登録年月日 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　　日

　佐賀県知事　　　　　　　　殿

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４３条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。） | | | |
|  | (ふりがな)  氏　名 | | 役職名 |
|  | |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | | | |
|  | (ふりがな)  氏　名 |  | |
| 住　所 | （郵便番号）    電話番号 | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | |
|  | 名　称 |  | |
| (ふりがな)  代表者の氏名 |  | |
| 住　所 | （郵便番号）    電話番号 | |
| 法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | |
|  | （ふりがな）  氏　名 | | 役職名 |
|  | |  |
| 事業所の名称及び所在地 | | | |
|  | 名　称 |  | |
| 所在地 | （郵便番号）    電話番号 | |
| 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれ  ているかどうかを確認する体制 | | | |
|  |  | | |

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

　　　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。

　　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合にお　　　　いて、署名は必ず本人が自署するものとする。

|  |
| --- |
| 引取業登録申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類 |

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書（引取業者）

　申請者（法人にあっては役員を含む。）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第１項で定める欠格要件（下記）のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　佐賀県知事　　　　　様

記

　欠格要件

|  |
| --- |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第１項  一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの  二　この法律、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者  三　第51条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者  四　引取業者で法人であるものが第51条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの  五　第51条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  六　引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの  七　法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの |

残存フロン類の確認方法

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４３条第１項第５号の規定に基づき、引き取った使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■エアコンシステム装着の有無を確認

　ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の

有無を確認する。

□装着　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□非装着

フロン類が含まれていると判断する　　　　フロン類は含まれていないと判断する

■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

　エアコンシステム装着の有無を確認する。（上記同様）

□装着　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□非装着

コンデンサ、エアコン配管、ホース等の破損状況を確認する。

□破損していない　　　　　　　　　□破損している

フロン類が含まれていると判断する　　　　フロン類は含まれていないと判断する

■必要に応じて、以下により確認

　□使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

□実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスが

ある場合冷媒の流れを確認する。

